

議員提出議案第 2 号

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 1 日

提出者 瑞穂町議会厚生文教委員会  
委員長 原 隆 夫

(提案理由)

精神障がい者にも身体障がい者や知的障がい者と同様に交通運賃割引を適用するよう関係機関へ働きかけることを要望するため、本案を提出する。

## 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法では、障がい者を身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障がいがある者と定義した上で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

障がい者の自立及び社会参加を支援するための経済的負担を軽減する交通運賃割引を現在、実施している交通機関等事業者は、J R、全国の私鉄、航空、船舶、バス、タクシーのほか有料道路事業者にも及んでいる。

しかしながら、精神障がい者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じている現状である。

よって、瑞穂町議会は、国会及び政府に対し、精神障がい者にも身体障がい者や知的障がい者と同様に交通運賃割引を適用するよう関係機関へより一層積極的に働きかけることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣 宛